STOP!!　重機災害

～死亡・重篤災害が多発～

“労災による死亡者を、悲しみをゼロに ”
長野労働局 ・ 労働基準監督署

車両系建設機械･移動式クレーン（以下「重機等」。）は、建設業を中心に欠かすことができない便利な機械である一方で、ひとたび災害が発生すると、死亡災害などの重篤災害に直結します。

長野県内では次のとおり、2021年以降、重機による死亡･重篤災害が多発しています。「車両系建設機械作業における労働災害防止チェックリスト」（末尾）も活用し、重機等災害を撲滅しましょう！

2021～2022年4月に長野県内で発生した重機等による死亡災害等の主な特徴

【ﾊﾟﾀｰﾝ１】荷のつり上げ作業時の重機等の横転・つり荷の激突

【ﾊﾟﾀｰﾝ２】重機等の可動範囲内への立入りによる重機等との接触

【ﾊﾟﾀｰﾝ３】重機等の法肩・路肩からの転落

【ﾊﾟﾀｰﾝ１】荷のつり上げ作業時の重機等の横転・つり荷の激突

事例1　斜路で荷をつり上げて重機横転　【死亡】

被災者は、工事用仮設道路を開設するため、ドラグ･ショベル（以下「重機」。）を使用して、斜路に鋼板を敷いていたところ、重機がバランスを崩し傾いたため、運転席から飛び降りた。

そこに重機が横転し、重機の下敷きとなった。

事例2　用途外使用で重機転落　【2人が負傷】

傾斜地において、クレーン機能付ドラグ･ショベルを用いて新設する砂防堰堤の生コン打設作業中、生コンを入れた容器（コンクリートバケット）をつり上げて旋回したところ、当該ドラグ･ショベルが掘削した溝内に転落（横転）した。結果、溝内で作業を行っていた2人の作業者が負傷した。

クレーン機能付きドラグ･ショベルをクレーン作業モードに切り替えず使用した（用途外使用）。

事例3　荷をロープ1本で巻いて旋回し落下･激突　【死亡】

長さの異なる伐採木3本の端の方をまとめてワイヤーロープ1本で巻いて、ドラグ･ショベルを用いて地面を引きずるように旋回したところ、3本のうち短い2本が地面から浮いた形になり、ワイヤーロープからすり抜けて落下。このうち1本（推定重量約1t）が地面で跳ね返り、近くにいた被災者に激突した。なお、クレーン機能付きドラグ･ショベルをクレーン作業モードに切り替えず使用した（用途外使用）。

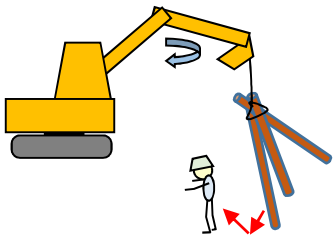

【ﾊﾟﾀｰﾝ２】　重機等の可動範囲内への立入りによる重機等との接触

事例４　不意の稼働で接触　【死亡】

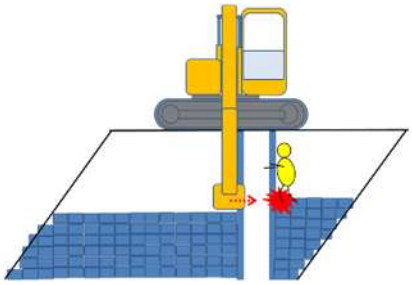

ドラグ･ショベルを使用して、法面のブロック積み等の作業中、重機運転者が法面下方の状況を確認しようと運転席から立ち上がり、確認後に再び運転席に座ろうとしたところ、着衣の一部が操作レバーに引っ掛かり、同機が不意に旋回し、バケットが近くにいた被災者に激突した。

【イメージ】

事例５　作業者がバケット死角にいる時に稼働　【負傷】

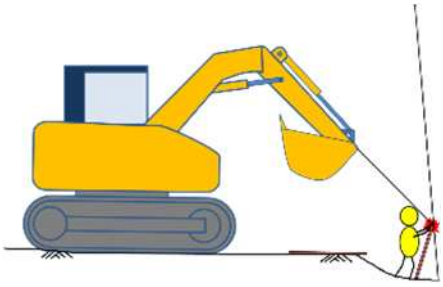

クレーン機能付きドラグ･ショベル（以下「重機」）を使用して、重機運転者と別の作業員（被災者）の計２名（呼吸用保護具着用）で鋼板の敷設作業中、地面に下ろした鋼板が意図した位置からずれた。重機運転者は、バケットで敷設位置を修正するために玉掛け用具（以下「つり具」）を当該鋼板と重機から一旦外すよう被災者に口頭で指示したが、これが伝わらず、被災者は鋼板からつり具を外し、すぐさま別の鋼板の敷設にとりかかり、つり具を取り付け始めた。運転者は、重機のバケットの死角に入った被災者の作業状況が見えない状況であったが、重機アームを稼働させところ、被災者の手指が、つり具と２枚目の鋼板間に挟まれ、負傷した。

事例６　後退時の接触　【負傷】

被災者は、トラック荷台の荷物を下ろすため、荷台後方の扉を開けていたところ、後ろから後退してきた車両系建設機械に足首を押しつぶされた。

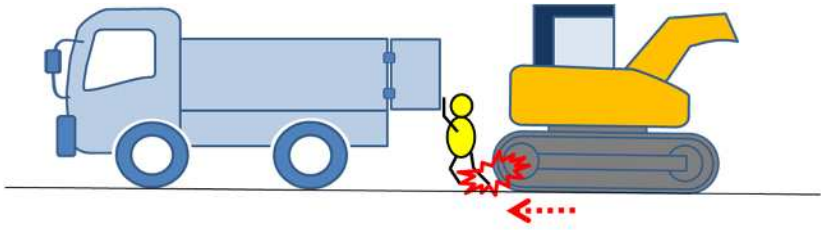

【ﾊﾟﾀｰﾝ３】　重機の法肩・路肩からの転落

事例７　法肩からの転落　【死亡】

小型車両系建設機械（ドラグ･ショベル、転倒時保護構造なし）を使用しての整地作業中、法肩（盛土により作られる斜面の最上部の端）から、数メートル下の地面に転落し、運転者が同機の下敷きとなった。

事例８　路肩からの転落　【死亡】

小型車両系建設機械（トラクター･ショベル、転倒時保護構造なし）を運転し、道路に堆積した落ち葉を押しながら路肩から谷に落としていたところ、路肩から同機とともに約１０m転落した。

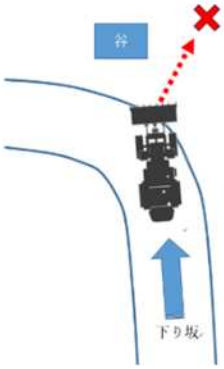

【その他】

事例９　建物解体作業中、落下したコンクリート塊の下敷き　【死亡】

鉄筋コンクリート造建物の解体工事を大型のコンクリート圧砕機（車両系建設機械（解体用）を用いて行っていたところ、解体していた建物の柱、梁等の大きなコンクリート塊が同機の運転席へ落下し、運転者がその下敷きになった。

※事例は、所轄労働基準監督署による調査をもとに、長野労働局が作成。現在調査中のものもあり、今後、調査が進む過程で新たな事実が判明すること等がある。

組織的な安全対策のお願い

1　**計画・設計段階においてリスクアセスメントを実施し、よりリスクの小さい工法・工程を採用すること。**

2　車両系建設機械等作業において**リスクを完全に排除できないことを認識**し、残留リスクに対して必要な措置を講じること。

3　**基本的な安全措置を怠ることを防止するため**、トップによる方針表明、作業者相互による声かけを含め、安全行動の励行や不安全行動防止の組織的な取組を実施するなど、**全員参加の安全衛生管理活動を推進すること**。安全教育・周知等に当たっては、講じるべき措置の方法だけでなく、その**措置が必要な理由も含め、各作業者に理解させること**。

4　**各作業者の安全能力を高めるため**、必要な安全教育を実施し、毎日の朝礼時や非定常作業発生時に高リスク作業における安全手順の確認又は危険予知等を行わせること。

5　車両系建設機械について、労働安全衛生規則に基づき**転倒時保護構造**とシートベルトを有するものを購入・使用するよう努めるだけでなく、**先進的な安全性能を備えた機器の配備**を進めること。

長野労働局では、令和３年10月から、長野県内で発生した死亡災害などについて、災害の概要と同種・類似災害防止のポイントをホームページで公表しています。同種災害等防止のために、活用ください。

長野労働局　死亡災害速報　検索

（R4．5）

車両系建設機械作業における労働災害防止チェックリスト

車両系建設機械による悲惨な労働災害を撲滅するため、今一度、次の事項について安全確認をお願いします。

	確　認　事　項	☑
1	車両系建設機械を用いて作業を行う場合は、あらかじめ、作業を行う場所の広さ・地形、当該機械の種類及び能力等に適応する**作業計画**を定め、その計画に基づき作業を行っていますか？ また、クレーン機能付きドラグ・ショベルを移動式クレーンとして使用する場合は、移動式クレーン作業に係る**作業計画**を定めていますか？	☐
2	車両系建設機械を**主たる用途以外に使用**していませんか？ 注意：クレーン機能付きドラグ・ショベルによる荷のつり上げは、クレーン作業モードにより行わないと用途外使用（法令違反）となります。	☐
3	**車両系建設機械の運転**は、**有資格者**が行っていますか？ （例）機体重量３ｔ以上のドラグ・ショベルの運転業務(掘削作業) ：車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)の運転業務技能講習修了者	☐
4	クレーン機能付きドラグ・ショベルでクレーン作業モードに切り替えて荷のつり上げ作業を行う場合は、**移動式クレーン運転**に係る**有資格者**が行っていますか？ また、**玉掛け業務**は**有資格者**が行っていますか？ （例）◆ 当該機械のつり上げ荷重が1ｔ以上５ｔ未満 ：小型移動式クレーン運転技能講習修了者 ◆ つり上げ荷重1ｔ以上のクレーン等の玉掛業務 ： 玉掛け技能講習修了者	☐
5	運転中の**車両系建設機械への接触、つり荷の落下**により労働者に危険を生ずるおそれのある箇所への**立入りを禁止**していますか？ やむを得ず労働者を立ち入らせる場合は誘導者を配置していますか？（誘導者を置くときは、合図を定めてください）	☐
6	**車両系建設機械の転倒や転落災害を防止するための措置を講じていますか？** （例）運行経路について路肩の崩壊を防止すること、地盤の不同沈下を防止すること、必要な幅員を保持すること（標識やガードレールの設置を含む）	☐
7	路肩等であって転倒や転落による危険が生じるおそれのある場所では、**転倒時保護構造**の車両系建設機械とし、**シートベルト使用**を徹底していますか？（買替時等には必要な重機は転倒時保護構造とするよう努めましょう！）	☐
8	関係労働者に対して、車両系建設機械に関する**安全教育**を行っていますか？	☐

“ 労災による死亡者を、悲しみをゼロに ”

長野労働局 ・ 労働基準監督署

（令和4年3月更新）